

**特定原産地証明書受領時に「JCCI 特定原産地証明書発給システム」にて
「留意すべき事項」をご確認ください。
～ 8月2日(月)から確認可能 ～**

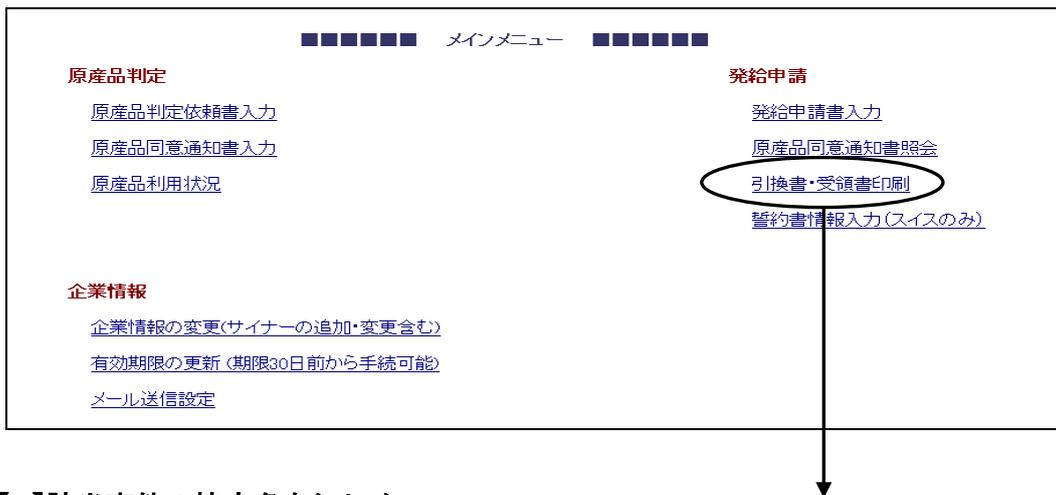
平成22年6月15日
日本商工会議所

これまで各発給事務所にて特定原産地証明書を発給する際に、各案件の当該協定毎に「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第4条3項に定められた「留意すべき事項」を発給申請者にお渡ししておりましたが、8月2日(月)より、JCCI 特定原産地証明書発給システムの引換書・受領書メニューでご覧いただけることとなりました。

つきましては、8月2日(月)以降に、発給システムから引換書/受領書を印刷し、特定原産地証明書を受領される際は、該当案件の「留意すべき事項」を本発給システムにて必ずご確認くださいませようお願いいたします。

1. 開始時期 **8月2日(月)から**
2. 確認方法

【1】メインメニュー ⇒ 引換書・受領書印刷



【2】該当案件の協定名をクリック

引換書・受領書印刷

協定: [] 交付事務所: []

発給受付No: [] 状態: [] 交付準備完了 [] 1頁表示件数: 20 []

申請者名: [] 輸入者名: []

※手数料納付が「現金」あるいは「振込」で受取方法が「窓口」の案件については、当該案件の「引換書」を印刷のうえ、申請事務所の交付窓口へご持参ください。(注)交付(受取)方法が郵送の案件については、引換書は印刷されません。
 ※手数料納付が「後日」の案件については、当該案件の「受領書」を印刷のうえ、申請事務所の交付窓口へご持参ください。
 ※当該引換書、受領書は、直接プリンタから印刷したものが有効です。コピーあるいは各事務所等へFAX送付された引換書、受領書は無効です。
 ※特定原産地証明書を受け取る際は、当該案件の各協定名をクリックし、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第4条3項に定められた「留意すべき事項」をご覧ください。
 ※代理者が証明書を受け取る場合は下欄にご入力ください。

代理者企業名: [] 代理者氏名: [] 引換書/受領書印刷

検索条件数: 17 ※再:再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: [前] | [次]

| 選択 | 協定(留意すべき事項) | 受付番号 | 発給申請日 | 事務所 | 輸入者名 | 申請者名 | 手数料 | 納入方法 | 受取方法 | 再※ |
|--------------------------|-------------|----------|-------------|-----|-----------------------|-------|-------|------|------|----|
| <input type="checkbox"/> | タイ | 02830304 | 2009年12月03日 | 浜松 | Thai corp. | 日商 四郎 | 3,000 | 振込 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | タイ | 02820404 | 2009年04月10日 | 東京 | Thai Inc. | 日商 四郎 | 3,000 | 振込 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | ベトナム | 00000609 | 2009年09月07日 | 東京 | Ho Chi Minh Co., Ltd. | 日商 四郎 | 3,000 | 現金 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | ベトナム | 00001109 | 2009年09月07日 | 東京 | Ho Chi Minh Co., Ltd. | 日商 四郎 | 3,000 | 現金 | 窓口 | ○ |
| <input type="checkbox"/> | マレーシア | 01285802 | 2009年04月10日 | 東京 | Malay Company | 日商 四郎 | 2,500 | 振込 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | メキシコ | 02083401 | 2009年04月10日 | 東京 | Company Mexico | 日商 四郎 | 4,000 | 振込 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | メキシコ | 02083501 | 2009年04月10日 | 東京 | Company Mexico | 日商 四郎 | 4,000 | 振込 | 窓口 | |
| <input type="checkbox"/> | メキシコ | 02083601 | 2009年04月10日 | 東京 | Company Mexico | 日商 四郎 | 4,000 | 振込 | 窓口 | |

【3】該当案件の「留意すべき事項」を確認（タイの例）

| | |
|---|---------|
| <p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項及び第3項の規定に基づき証明書受給者及び証明資料提出者の留意事項</p> | |
| 証明書受給者及び証明資料提出者 各位 | 日本商工会議所 |
| <p>証明書受給者及び証明資料提出者各位におかれては下記の事項にご留意ください。</p> | |
| <p>平成17年経済産業省令第9号 (留意すべき事項)</p> | |
| <p>4 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項のうち、日タイ協定に係るものは、次のとおりとする。</p> | |
| <p>一 自国に輸入される特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、タイ王国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。</p> | |
| <p>イ 日タイ協定第四十三条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。</p> | |
| <p>ロ 日タイ協定第四十四条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がタイ王国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。</p> | |
| <p>二 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、タイ王国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日タイ協定第四十三条から第四十五条までの規定を十分に読むべきこと。</p> | |
| <p>三 タイ王国の税関当局が、日タイ協定第四十四条第一項(a)に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。</p> | |
| <p>四 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がタイ王国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がタイ王国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にタイ王国の税関当局に到達しなかったときは、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認されること。</p> | |
| <p>五 日タイ協定第四十四条第一項(a)に規定する証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設の訪問が行われた場合において、当該証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。</p> | |
| <p>六 特定原産地証明書は、タイ王国の税関当局によって、当該特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。</p> | |

<参考>引換書と受領書について

- ・引換書印刷：納入方法「現金」あるいは「振込(事前振込)」で受取方法「窓口」の案件
- ・受領書印刷：後日振込対象企業の申請者が、納入方法で「後日(後日振込)」を選択された案件 ※受領書の取り扱いについては変更なし。詳細説明は[こちら](#)

<本件問合せ先（発給申請事務所）>

| 発給申請事務所 | | T E L |
|---------|-------------|--------------|
| 札幌事務所 | (札幌商工会議所内) | 011-231-1332 |
| 仙台事務所 | (仙台商工会議所内) | 022-265-8185 |
| 黒部事務所 | (黒部商工会議所内) | 0765-52-0242 |
| 千葉事務所 | (千葉商工会議所内) | 043-227-4101 |
| 東京事務所 | (東京商工会議所内) | 03-3283-7771 |
| 横浜事務所 | (横浜商工会議所内) | 045-671-7406 |
| 浜松事務所 | (浜松商工会議所内) | 053-452-1112 |
| 清水事務所 | (静岡商工会議所内) | 0543-53-3401 |
| 富士事務所 | (富士商工会議所内) | 0545-52-0995 |
| 名古屋事務所 | (名古屋商工会議所内) | 052-223-5720 |

| 発給申請事務所 | T E L |
|--------------------|--------------|
| 蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内) | 0533-68-7171 |
| 豊川事務所 (豊川商工会議所内) | 0533-86-4101 |
| 四日市事務所 (四日市商工会議所内) | 059-352-8191 |
| 福井事務所 (福井商工会議所内) | 0776-33-8253 |
| 京都事務所 (京都商工会議所内) | 075-212-6410 |
| 大阪事務所 (大阪商工会議所内) | 06-6944-6216 |
| 神戸事務所 (神戸商工会議所内) | 078-303-5806 |
| 広島事務所 (広島商工会議所内) | 082-222-6651 |
| 福山事務所 (福山商工会議所内) | 084-921-2349 |
| 高松事務所 (高松商工会議所内) | 087-825-3501 |
| 福岡事務所 (福岡商工会議所内) | 092-441-1117 |

<日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当 TEL : (03) 3283-7850 >